

●一次審査に関する質問事項及びその回答

質 疑		回 答	
受付日	質疑内容	回答内容	回答日
	J Vで参加する場合、参加表明書と特定共同企業体参加資格審査申請書を同時に提出しても問題ないか。	同時に提出されても問題ありません。ただし、同時に提出される場合は、持参のみに限ります。	
	様式第2号「類似施設の受託業務実績調書（その1）」において、「建設（竣工）された」とありますが、設計業務が終了し現在施工中の施設を含めて、よろしいでしょうか。	建設（竣工）された施設の実施設計業務の実績を対象としておりますので、実施設計が完了していても現在施工中の施設は対象とはなりません。	
	様式第2号「類似施設の受託業務実績調書（その1）」では、「北海道内において建設（竣工）された」とあります。様式第4号「業務実施体制調書」では、「建設（竣工）された」とありますが、同様に「北海道内において建設（竣工）された」と考えてよろしいでしょうか。	様式第4号「業務実施体制調書」における技術者ごとの類似施設の業務実績については、様式下欄に記載のとおり、日本国内の施設を対象としております。	
	特定企業体の場合、様式第2号「類似施設の受託業務実績調書（その1）」には、代表者のほか構成員の実績も加えてよろしいですか。	構成員の実績を加えても問題ありません（ただし、共同企業体として履行した業務の場合は、代表構成員として履行したものに限ります。）。補足として、代表者の実績は必須となります。	
	又、上記で加えてよい場合は、代表者、構成員共に実績を証明する書面（契約書等の写し等）を添付する事によろしいですか。	実績として記載した受託業務について、それぞれ受託したことを証明する書面を添付してください。	

質 疑		回 答	
受付日	質疑内容	回答内容	回答日
	特定企業体の場合、様式第3号「類似施設の受託業務実績調書（その2）」は、代表者及び構成員の代表的な業務を各々複数添付してよろしいでしょうか。それとも代表者1件、構成員1件と限定されるのでしょうか。	特定企業体として1件を求めますので、代表者及び構成員の実績から1件選定してください。	
	様式第3号「類似施設の受託業務実績調書（その2）」において、求められている写真（外観、内観）、代表階平面図以外の写真等を追加してもよろしいでしょうか。また、設計コンセプト等を上段ではなく、写真等を貼付した余白に記載してもよろしいでしょうか。	外観写真1点、内観写真1点、代表階平面図1点の計3点のみとしてください。なお、その際の貼り付ける位置は、指定したスペース内であれば任意の位置で結構です。 また、業務名及び設計コンセプト等は、指定された位置に記載願います。なお、設計コンセプト等を記載するスペースが足りない場合、写真を貼り付けるスペースを狭めて、記載するスペースを確保することは認めます。	
	様式第4号「業務実施体制調書」について、配置を予定する主任技術者を協力予定事業所の者とする場合において、他の応募者と重複しても問題ないか。	協力事業所に所属している者の重複は問題ありません。ただし、プレゼンテーション・ヒアリング審査に出席する場合は、どちらか1社とします。	

質 疑		回 答	
受付日	質疑内容	回答内容	回答日
	様式第4号「業務実施体制調書」では、管理技術者1名・〇〇担当主任技術者3名の欄があります。〇〇は、国土交通省告示第15号に基づき「総合・構造・設備」または「建築(総合)・建築(構造)・設備」としてよろしいでしょうか。	〇〇の括りは、必ずしも国土交通省告示第15号に基づく必要はありません。申請者の判断により分担を設定してください。また、必ず3人で分担しなければならないものでもありませんので、欄が不足する場合は、様式を複写するなどして使用してください。	
	様式第4号「業務実施体制調書」の技術者氏名欄に協力予定事業所に所属する技術者を記載する場合は、協力予定事業所調書(様式第7号)が必要でしょうか。	一次審査には、様式第7号の添付は不要です。	
	上記協力予定事業所が令和3・4年度遠軽町競争入札参加資格名簿において、資格が無い場合(競争入札参加資格審査申請を提出していないため)は参加資格要件を満たしていないとみなされ、記載することが出来ないでしょうか。	協力予定事業所の当町における競争入札参加資格は問いませんので、記載しても問題ありません。	

●二次審査に関する質問事項及びその回答

質 疑		回 答	
受付日	質疑内容	回答内容	回答日
	様式第7号について、協力予定事業所が他の応募者の協力予定事業所と重複しても問題ないか。	協力事業所としての重複は問題ありません。	
	技術提案書作成要領「2 技術提案書の作成における留意点」について、様式第6号および第8号は「記述は、文章での表現」との記載がありますが、図表、チャート図、イメージ画像・パース等の挿絵の掲載は可でしょうか。	様式第6号及び第8号では、図等は用いず文章で表現願います。	
	技術提案書作成要領「2 技術提案書の作成における留意点」について、様式第6号、第8号および第9号は「様式は、示した様式（枠線を含む。）」との記載がありますが、枠線の拡張は可でしょうか。その場合、必要な余白をミリメートルでご指定いただけませんか。	拡張は可能で特に余白の広さは指定しません。 また、様式第6号及び第8号について、記載スペースが不足する場合には、適宜スペースを拡張するなどして、2ページ以上にわたって記載していただいても構いません。 一方、様式第9号については、A3版1枚に収まるよう作成してください。	

質 疑		回 答	
受付日	質疑内容	回答内容	回答日
	様式第6号について、枠内の網掛け部分（「業務への取組体制、設計チームの特徴、特に重視する設計上の配慮事項等を簡潔に記載してください。」との記載がある部分）を削除し、記述欄を拡張することは可でしょうか。また、様式第8号について、上記同様、枠内の網掛け部分に記載の「提案は基本的な考え方を簡潔に記載してください。」部分を削除し、記述欄を拡張することは可でしょうか。	表題等は削除せずに作成してください。 なお、様式第6号及び第8号について、記載スペースが不足する場合には、適宜スペースを拡張するなどして、2ページ以上にわたって記載していただいても構いません。	
	様式第9号について、上記同様、枠内に記載の「技術提案について、ゾーニングや配置イメージ等を図により表現してください。（サイズはA3版としてください）」部分を削除することは可でしょうか。	様式第9号については、記載枠内の注意事項を削除していただいても構いませんし、枠の拡張も可能で、余白の広さも指定しません。ただし、A3版1枚に収まるよう作成してください。	

質 疑		回 答	
受付日	質疑内容	回答内容	回答日
	<p>実施要領の10プレゼンテーション・ヒアリング審査（二次審査）の（1）日時及び場所、令和5年1月11日（水）の午前か午後かを、お示し頂きたい（出来れば、午後を希望したいのですが）。</p> <p>また、（4）参加人数について、業務実施体制調書（様式第4号）に記載された者のうちから3名以内とありますが、パソコン等操作者1名を同席させて頂きたい。</p>	<p>プレゼンテーション・ヒアリング審査については、1月11日の午前9時から11時45分までと午後1時15分から2時30分まで実施する予定です。その順番につきましては、実施要領10に示したとおりとしておりますので、時間の選択はできません。また、同審査の参加者につきましても、実施要領10（4）に示したとおり、「参加表明時に提出した業務実施体制調書（様式第4号）に記載された者のうちから3名以内」に限らせていただきますので、ご理解願います。</p>	
	<p>プレゼンテーション・ヒアリング時にプロジェクターで映写できるものは、技術提案書に記載あるもののみと考えてよろしいでしょうか。但し、記載された内容を分割する等再構成することは可と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>プレゼンテーション時にプロジェクターで映写できるものの範囲は、技術提案書に記載されているものとし、わかりやすく要約する等の再構成は認めます。一方で、技術提案書に記載のされていない事項やイラスト等の映写は認めませんので、留意願います。</p>	